

由良町移住体験住宅運用に係る遵守事項

由良町移住体験住宅を運用するに当たり、要綱及び関係法令のほか以下の項目を遵守してください。

- 1 移住促進に向けた取り組みであることを理解し、移住希望者に対して丁寧な対応を行うこと。
- 2 宿泊する移住希望者が快適に過ごせる環境づくりに努めること。
- 3 由良町での生活について移住希望者から質問等があった際、丁寧に対応すること。
- 4 同一宿泊者の宿泊は、1の年度において7泊を上限とすること。
- 5 移住希望者に対し、由良町が実施するアンケートへの協力を促すこと。
- 6 移住希望者から当該住宅への改善の要望等があった場合は、可能な範囲でその改善等に努めること。
- 7 由良町が実施する事業等の周知に協力すること。
- 8 緊急時は以下の担当に連絡すること。

由良町産業振興課 移住定住担当

電話番号 0738-65-3850

メール sangyou@town.yura.lg.jp